三十二　小割り式二年魚しまあじ養殖業		
(一)　当該共済契約に係る養殖業に供用する網いけすの共済責任期間中における最高の台数が八台未満のもの	百分の七十五	四分の一
(二)　当該共済契約に係る養殖業に供用する網いけすの共済責任期間中における最高の台数が八台以上十三台未満のもの	百分の六十五	六分の一
(三)　当該共済契約に係る養殖業に供用する網いけすの共済責任期間中における最高の台数が十三台以上のもの	百分の六十	八分の一
三十三　小割り式三年魚しまあじ養殖業		
(一)　当該共済契約に係る養殖業に供用する網いけすの共済責任期間中における最高の台数が八台未満のもの	百分の七十五	四分の一
(二)　当該共済契約に係る養殖業に供用する網いけすの共済責任期間中における最高の台数が八台以上十三台未満のもの	百分の六十五	六分の一
(三)　当該共済契約に係る養殖業に供用する網いけすの共済責任期間中における最高の台数が十三台以上のもの	百分の六十	八分の一
三十四　小割り式二年魚または養殖業		
(一)　当該共済契約に係る養殖業に供用する網いけすの共済責任期間中における最高の台数が八台未満のもの	百分の七十五	四分の一
(二)　当該共済契約に係る養殖業に供用する網いけすの共済責任期間中における最高の台数が八台以上十三台未満のもの	百分の六十五	六分の一
(三)　当該共済契約に係る養殖業に供用する網いけすの共済責任期間中における最高の台数が十三台以上のもの	百分の六十	八分の一
三十五　小割り式三年魚または養殖業		
(一)　当該共済契約に係る養殖業に供用する網いけすの共済責任期間中における最高の台数が八台未満のもの	百分の七十五	四分の一
(二)　当該共済契約に係る養殖業に供用する網いけすの共済責任期間中における最高の台数が八台以上十三台未満のもの	百分の六十五	六分の一
(三)　当該共済契約に係る養殖業に供用する網いけすの共済責任期間中における最高の台数が十三台以上のもの	百分の六十	八分の一
三十六　小割り式四年魚または養殖業		
(一)　当該共済契約に係る養殖業に供用する網いけすの共済責任期間中における最高の台数が八台未満のもの	百分の七十五	四分の一
(二)　当該共済契約に係る養殖業に供用する網いけすの共済責任期間中における最高の台数が八台以上十三台未満のもの	百分の六十五	六分の一
(三)　当該共済契約に係る養殖業に供用する網いけすの共済責任期間中における最高の台数が十三台以上のもの	百分の六十	八分の一

三十七　小割り式五年魚または養殖業		
(一)　当該共済契約に係る養殖業に供用する網いけすの共済責任期間中における最高の台数が八台未満のもの	百分の七十五	四分の一
(二)　当該共済契約に係る養殖業に供用する網いけすの共済責任期間中における最高の台数が八台以上十三台未満のもの	百分の六十五	六分の一
(三)　当該共済契約に係る養殖業に供用する網いけすの共済責任期間中における最高の台数が十三台以上のもの	百分の六十	八分の一
三十八　小割り式すぎ養殖業		
(一)　当該共済契約に係る養殖業に供用する網いけすの共済責任期間中における最高の台数が八台未満のもの	百分の七十五	四分の一
(二)　当該共済契約に係る養殖業に供用する網いけすの共済責任期間中における最高の台数が八台以上十三台未満のもの	百分の六十五	六分の一
(三)　当該共済契約に係る養殖業に供用する網いけすの共済責任期間中における最高の台数が十三台以上のもの	百分の六十	八分の一
三十九　小割り式まさば養殖業		
(一)　当該共済契約に係る養殖業に供用する網いけすの共済責任期間中における最高の台数が八台未満のもの	百分の七十五	四分の一
(二)　当該共済契約に係る養殖業に供用する網いけすの共済責任期間中における最高の台数が八台以上十三台未満のもの	百分の六十五	六分の一
(三)　当該共済契約に係る養殖業に供用する網いけすの共済責任期間中における最高の台数が十三台以上のもの	百分の六十	八分の一
四十　小割り式二年魚くろまぐろ養殖業		
(一)　当該共済契約に係る養殖業に供用する網いけすの共済責任期間中における最高の台数が八台未満のもの	百分の七十五	四分の一
(二)　当該共済契約に係る養殖業に供用する網いけすの共済責任期間中における最高の台数が八台以上十三台未満のもの	百分の六十五	六分の一
(三)　当該共済契約に係る養殖業に供用する網いけすの共済責任期間中における最高の台数が十三台以上のもの	百分の六十	八分の一
四十一　小割り式三年魚くろまぐろ養殖業		
(一)　当該共済契約に係る養殖業に供用する網いけすの共済責任期間中における最高の台数が八台未満のもの	百分の七十五	四分の一
(二)　当該共済契約に係る養殖業に供用する網いけすの共済責任期間中における最高の台数が八台以上十三台未満のもの	百分の六十五	六分の一
(三)　当該共済契約に係る養殖業に供用する網いけすの共済責任期間中における最高の台数が十三台以上のもの	百分の六十	八分の一